

野洲市人権問題・男女共同参画に関する

市民意識調査（2024 年 9 月実施）

～～市政に皆さまのご意見をお聞かせください～～

日頃から市政に温かいご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

野洲市では 2021 年 3 月に「第 4 次野洲市人権施策基本計画」を策定し、年齢、性別、障がい、国籍、出自などに関わらず、お互いの人権を尊重し、支え合っくらす共生社会をめざして人権教育・啓発活動に取り組んでいます。

また、性別に関係なくひとが持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ公平に参画し、ともに責任を担える男女共同参画社会を実現するため、2021 年 3 月に「第 4 次野洲市男女共同参画行動計画」を策定して取り組みを進めているところです。

この調査は、第 5 次計画の策定に向け、意識や実態、課題等を把握し、今後の取り組みの重要な基礎資料とすることを目的に実施します。

お忙しいところ、設問の数も多く、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただきまして、最後までお答えくださいますよう、皆様のご協力をお願いします。

令和 6（2024）年 9 月

野洲市長 栢木 進

【ご記入にあたってのお願い】

- この調査の対象者は、野洲市在住の 18 歳以上の方の中から無作為に 1,000 名抽出いたしました。
- 回答は、封筒の宛名のご本人がご記入ください。（ご本人が書くことができない場合は、身近な方がご本人の意見を聞きながらご記入ください。）
- 回答はあてはまる項目に○をし、「その他」を選ばれた場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- この調査の内容は、統計処理以外には使用いたしませんので、個人が特定されるなど個人的にご迷惑がかかることはありません。
- 鉛筆、ボールペンなどではっきりご記入ください。
- 特別な語句については、各設問のあとに注釈をもうけています。
- ご回答いただいた調査票は、お手数ですが、同封しました返信用封筒にいて、令和 6（2024）年 11 月 1 日（金）までに切手を貼らずに郵便ポストに投函ください。
- 調査票・返信用封筒には、住所・名前を記入する必要はありません。
- 本調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【目次】

- | | | |
|------------------|-----|-------------|
| ○あなたご自身についての質問項目 | ・・・ | P 2 |
| ○人権問題についての質問項目 | ・・・ | P 3 ～ P 10 |
| ○男女共同参画についての質問項目 | ・・・ | P 11 ～ P 23 |

野洲市総務部 人権施策推進課 野洲市小篠原 1780 番地

TEL：587－6041、FAX：518－1860

E-Mail：jinkenshisaku@city.yasu.lg.jp

あなたご自身についておたずねします

★ 1 あなたの性別（1つに○）

1. 女性 2. 男性 3. その他 4. 答えたくない

★ 2 あなたの年齢（1つに○）

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1. 18～19 歳 | 2. 20～24 歳 | 3. 25～29 歳 |
| 4. 30～34 歳 | 5. 35～39 歳 | 6. 40～44 歳 |
| 7. 45～49 歳 | 8. 50～54 歳 | 9. 55～59 歳 |
| 10. 60～64 歳 | 11. 65～69 歳 | 12. 70 歳以上 |

★ 3 あなたの職業（1つに○）

1. 勤め人（正規社員・職員）
 2. 勤め人（非正規社員・職員（臨時・パート・アルバイト等））
 3. 自由業、自営業（農林漁業含む） 4. 家事専業
 5. 学生 6. 無職 7. その他（ ）

★ 4 あなたのお住まいの学区（1つに○）

1. 野洲小学校区 2. 祇王小学校区 3. 北野小学校区
 4. 三上小学校区 5. 篠原小学校区 6. 中主小学校区

★ 5 あなたのお宅の家族構成（1つに○）

1. 単身世帯（一人暮らし） 2. 1世代世帯（夫婦のみ）
 3. 2世代世帯（親と未婚の子） 4. 2世代世帯（親と子の夫婦）
 5. 3世代世帯（親と子と孫） 6. その他の世帯（1～5のいずれにもあてはまらない世帯）



『人権問題について』

問1 人権や差別をめぐっていろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。
(それぞれ1つに○)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
A. 今の日本は、一人ひとりの人権が大切にされていると思う	1	2	3	4	5
B. 差別は、人間として絶対に許されない行為のひとつである	1	2	3	4	5
C. 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
D. 差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない	1	2	3	4	5
E. 差別されている人の言葉をきちんと聞く必要がある	1	2	3	4	5
F. あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
G. 人権や権利ばかり主張して、我慢することができない人が増えている	1	2	3	4	5
H. 人権問題とは、差別を受ける人の問題であって自分には関係がない	1	2	3	4	5
I. 思いやりや、やさしさをみんなが持てば人権問題は解決する	1	2	3	4	5

問2 企業の採用選考の面接の時に、応募した高校生が次のようなことを質問されたとします。

あなたは、これらを質問することについてどのように思いますか。(それぞれ1つに○)

	聞いてもよい	聞くべきでない	わからない
A. 親の年齢	1	2	3
B. 親の職業	1	2	3
C. 家族構成	1	2	3
D. 通勤時間	1	2	3
E. 家の回りの環境	1	2	3
F. 本籍地	1	2	3
G. 国籍	1	2	3
H. 好きな科目	1	2	3
I. 尊敬する人物	1	2	3
J. 家の宗教や宗派	1	2	3
K. 支持政党	1	2	3
L. 愛読書	1	2	3

問3 あなたの身内の方に、結婚（縁談）の話があったときに、あなたの家族が相手に気づかれないように次のようなことを調べようとしたとすると、あなたはどのようにお感じになりますか。（それぞれ1つに○）

	調べるのは当然だ	感じはよくないが 必要だ	調べるべきでない
A. 本人の素行や性格	1	2	3
B. 本人の病歴や障がいの有無	1	2	3
C. 相手の家族の職業や学歴	1	2	3
D. 相手の家族の収入、資産	1	2	3
E. 同和地区の人であるかどうか	1	2	3

問4 もし仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が以下の人だとわかった場合は、あなたは、どんな態度をとると思いますか。（お子さんがいない場合は、いと仮定して答えてください）（それぞれ1つに○）

	まったく 問題にしない	迷いながらも、 結局は問題に しないだろう	迷いながらも、 考えなおすよう に言うだろう	必ず、考え なおすように 言うだろう
A. 同和地区出身者	1	2	3	4
B. 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人	1	2	3	4
C. 日本で働き、永住を希望している日系外国人	1	2	3	4
D. 車椅子が必要な人	1	2	3	4
E. 精神の障がいと通院している人	1	2	3	4
F. その親が破産宣告を受けた人	1	2	3	4
G. その親が刑を終えて出所した人	1	2	3	4

問5 土地や家屋の購入をめぐる、同和地区かどうかを問い合わせるようなことがありました。あなたは、それについて、どのように思いますか。（それぞれ1つに○）

A. 問い合わせる人の気持ちについて

1. 理解できる	2. まったく理解できない	3. どちらともいえない
----------	---------------	--------------

B. 問い合わせることについて

1. 当然のことだと思う	2. 間違ったことだと思う	3. どちらともいえない
--------------	---------------	--------------

- C. あなたが、住宅を探しているとします。間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入りました。その後、そのあたりに同和地区があると聞いた場合、あなたならどうしますか。

1. 同じ小学校区であれば、イヤだ
2. 同じ小学校区でも、同和地区と離れていればかまわない
3. 同和地区と隣接していてもかまわない
4. そのような情報には、とらわれず決める

問6 ここ3年間にあなたの身近で、同和問題にかかわる差別的な言動を見聞きしたことはありますか。(1つに○)

1. 自分が差別的な言動を直接見聞きした
2. 人から差別的な言動があったことを聞いた
3. 見聞きしたことはない

問7 現在もなお、同和問題が存在するのはなぜだと思いますか。(○は3つまで)

1. 部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから
2. 落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから
3. これまでの教育や啓発が十分でなかったから
4. 昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人がいるから
5. 地域社会や家庭において話題となるから
6. えせ同和行為(同和問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為)などにより「同和は怖い問題である」と思うから
7. その他(具体的に:)

問8 あなたは、同和問題を解決するためにどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 同和地区の人の収入の安定・向上を図り、生活力を高める
2. 同和地区の住宅環境や生活環境を良くする
3. 差別意識をなくすための同和教育・啓発を徹底する(家庭・地域・職場など)
4. 人権尊重についての学校教育を徹底する
5. 同和問題について自ら関心をもち、解決にむけて意識を高める
6. 基本的人権を守り、民主主義の徹底をめざす国民的な運動をもっと拡大強化する
7. 同和地区の人の一定の地域にかたまって住まないで、分散して住むようにする
8. 同和地区のことは、口に出さず、そっとしておけば、自然になくなる
9. その他(具体的に:)

問 9 人権に関する問題をめぐって、さまざまな意見があります。あなたはどのように思いますか。（それぞれ 1 つに○）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
A. 私は友人が HIV（エイズ）に感染していることがわかって、これまでと同じようにつき合っていける	1	2	3	4	5
B. 同じ仕事をしている正社員と臨時社員の給料は基本的に同じにすべきである	1	2	3	4	5
C. 外国人に対して、借家の入居拒否をするのはおかしい	1	2	3	4	5
D. 在日韓国・朝鮮人は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきである	1	2	3	4	5
E. 家庭での体罰は、禁止すべきだ	1	2	3	4	5
F. 職場でのセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）は、厳しく処罰すべきだ	1	2	3	4	5
G. 重大な犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ	1	2	3	4	5

問 10 あなたは、子どもに対するいじめをなくすためにどのようなことが重要だと思いますか。（○は 3 つまで）

1. 幼児期から他人への思いやりを身につける 2. 子どもが安心して暮らせる家庭づくりに努める 3. 地域全体で子どもを守り育てる 4. 子どもの個性、特性を尊重する教育を推進する 5. 「いじめは絶対許さない」という意識の徹底を図る 6. 異質なものを排除する社会の考えを改める 7. 貧困など様々な家庭環境にある子どもの支援を行う 8. その他（具体的に：	)
---	---



問 1 1 あなたは、高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

1. 高齢者が能力を発揮できるよう、就労や社会活動の機会を増やす
2. 道路や建物の段差を解消するなど、バリアフリーのまちづくりなどを推進する
3. 高齢者と他の世代との世代間交流を促進する
4. 認知症など高齢者に対する理解と関心を深める教育・啓発・広報活動を推進する
5. 成年後見制度など高齢者の権利と財産を守る制度を充実する
6. 高齢者を狙った犯罪などの取り締まりを強化する
7. 高齢者のための人権相談や電話相談、カウンセリングを充実する
8. 高齢者に対する虐待などの防止、早期発見・早期対応に努める
9. その他（具体的に： _____）

問 1 2 あなたは、障がいのある人の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

1. 道路や建物の段差を解消するなど、バリアフリーのまちづくりなどを推進する
2. 障がいのある人となない人との交流を促進する
3. 障がいのある人に対する理解と関心を深める教育・啓発・広報活動を推進する
4. 成年後見制度など障がいのある人の権利と財産を守る制度を充実する
5. 障がいのある人を狙った犯罪などの取り締まりを強化する
6. 障がいのある人のための人権相談や電話相談、カウンセリングを充実する
7. 障がいのある人に対する虐待などの防止、早期発見・早期対応に努める
8. 障がいのある人本人の意思に基づいて生活できるよう支援する
9. その他（具体的に： _____）

問 1 3 あなたは、外国人の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

1. 外国人や国際理解に関する教育を充実する
2. 外国人と日本人の相互理解を促進するための交流機会を増やす
3. 外国人も地域社会を支える一員として、行政や地域活動へ参画できる体制をつくる
4. 外国人の就職の機会均等を確保したり、不利な労働条件を改善したりする
5. 外国人に対する理解と関心を深める教育・啓発・広報活動を推進する
6. 外国人のニーズに対応した行政サービスを充実させる（福祉、教育など）
7. 多言語による人権相談や電話相談、カウンセリングを充実する
8. 日常生活に必要な情報や案内を多言語で提供する
9. その他（具体的に： _____）

問 1 4 毎年、人権問題啓発冊子『すてきなまちに』を、全戸配布していますが、あなたはそれを活用されていますか。（1つに○）

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 家庭や職場での人権教育に活用した | 2. 地区別懇談会の資料に活用した |
| 3. 読んだが活用していない | 4. 読んだことはない |
| 5. その他（具体的に： _____） | |

問 15 過去に人権問題に関する講演会、講座、イベント・催し、参加型ワークショップ、見学・フィールドワークなどに参加したことがありますか。(それぞれ1つに○)

	1回だけ 参加した	2～4回 くらい 参加した	5回以上 参加した	参加した ことがない
A. 地区別懇談会	1	2	3	4
B. 人権尊重をめざす市民のつどい	1	2	3	4
C. (Bを除く) 講演会(動画配信含む)	1	2	3	4
D. (Bを除く) イベント・催し	1	2	3	4
E. 各種講座	1	2	3	4
F. 参加型ワークショップ	1	2	3	4
G. 見学・フィールドワーク	1	2	3	4

問 16 あなたが人権侵害を受けたとき、あなたは最初にどのような対応をとりますか。
(1つに○)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 家族・友人に相談する | 2. 市役所・市人権センターに相談する |
| 3. 県庁・県人権センターに相談する | 4. 警察に相談する |
| 5. 所属する会社や学校の相談窓口相談する | 6. 法務局・人権擁護委員に相談する |
| 7. 弁護士に相談する | 8. 相手に抗議する |
| 9. 何もしない | 10. その他(具体的に:) |

問 17 野洲市には、あらゆる差別・人権施策の拠点である人権センターと市民交流を通じての人権と福祉の拠点である市民交流センター(旧有隣館・旧中主児童館)があります。
あなたは、これらの施設があることを知っていますか。(1つに○)

- | |
|---------------------|
| 1. 両方知っている。 |
| 2. 人権センターのみ知っている。 |
| 3. 市民交流センターのみ知っている。 |
| 4. 両方知らない。 |

問 18 市民交流センターは、生活や就労の相談事業、子どもの居場所として、地域内外を問わず、遊具やおもちゃ等で乳幼児や小学生を中心に親子で無料で遊べる場所を提供しています。また、トールペイントや体操等のサークル活動も行っています。
あなた(または、家族)は、市民交流センターを利用したことがありますか。(1つに○)

- | |
|---------------|
| 1. 利用したことがある。 |
| 2. 今後利用してみたい。 |
| 3. 利用したことがない。 |

問 19 あなたは、次の人権に関する宣言や法律、条例、制度等をどの程度知っていますか。
AからRそれぞれについて、最も近いものを1つだけ選び、○をつけてください。

	1 詳しく内 容を知っ ている	2 少し内容 を知って いる	3 名前だけは 聞いたこと がある	4 名前も内 容も知ら ない
A. 世界人権宣言	1	2	3	4
B. 児童虐待防止法 (児童虐待の防止等に関する法律)	1	2	3	4
C. DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	1	2	3	4
D. 高齢者虐待防止法 (高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)	1	2	3	4
E. 障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)	1	2	3	4
F. 障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3	4
G. ヘイトスピーチ解消法 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)	1	2	3	4
H. 部落差別解消推進法 (部落差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3	4
I. LGBT理解増進法 (性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律)	1	2	3	4
J. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現 するための施策の推進に関する法律	1	2	3	4
K. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	1	2	3	4
L. いじめ防止対策推進法	1	2	3	4
M. 子どもの貧困対策の推進に関する法律	1	2	3	4
N. 水平社宣言	1	2	3	4
O. 同和対策審議会答申	1	2	3	4
P. 子どもの権利条約	1	2	3	4
Q. こども基本法	1	2	3	4

※ 項目 R については、前ページと選択肢内容が多少異なっていますのでご注意ください。	1 登録しており内容も知っている	2 登録していないが内容は知っている	3 登録していないが名前は聞いたことがある	4 名前も内容も知らない
R. 登録型本人通知制度（※ 1）	1	2	3	4

※ 1 「登録型本人通知制度」は、個人情報をもとに身元調査に悪用されることを抑止するため、事前に登録した人に対して、住民票の写しなどの証明書を本人以外の第三者等に交付したときに、その事実を本人に通知するものです。野洲市では、この制度を 2013 年度に開始しています。

問 2 0 あなたが関心のある人権問題はどれですか。あてはまるものをすべて選び、○をつけてください。

1. 「世界人権宣言」「国際人権規約」などの国際的な動向
2. 差別意識や偏見の構造
3. 女性に関する人権の問題
4. 子どもに関する人権の問題
5. 障がい者やその家族に関する人権の問題
6. 高齢者に関する人権の問題
7. L G B T Q など性的マイノリティに関する人権の問題
8. インターネット・SNS を悪用した人権侵害に関する問題
9. 個人情報の管理と漏えいに関する問題
10. 職業にかかわる差別の問題
11. ハンセン病、H I V 感染者に関する人権の問題
12. 原発避難者に対する差別やいじめの問題
13. 在日外国人に関する人権の問題
14. アイヌ民族にかかわる差別の問題
15. 刑を終えて出所した人に関する人権の問題
16. 部落差別の歴史や起源
17. 部落差別を解決するための運動（解放運動）の歴史や現状
18. 部落差別（結婚差別や就職差別など）の現れ方や差別事件
19. 同和教育の理念や現況
20. その他（具体的に： _____)
21. 特にない

『男女共同参画について』

男女共同参画に関する学習の機会についておたずねします

問 2 1 今までに、男女共同参画に関する講演会、講座、イベント・催しなどに参加したことがありますか。市外で開催されるものも含みます。（それぞれ1つに○）

	1回だけ 参加した	2～4回 くらい参加した	5回以上 参加した	参加した ことがない
A. 男女共同参画フォーラム	1	2	3	4
B. (Aを除く)講演会(動画配信含む)	1	2	3	4
C. (Aを除く)イベント・催し	1	2	3	4
D. 各種講座	1	2	3	4

男女の地位に関する意識についておたずねします

問 2 2 あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。①～⑧の分野について、それぞれ右の1～6のあてはまる番号に○印をつけてください。（それぞれ1つに○）

	男性が優遇され ている	どちらかといえ ば男性が優遇さ れている	平等である	どちらかといえ ば女性が優遇さ れている	女性が優遇され ている	わからない
① 社会全体でみて	1	2	3	4	5	6
② 家庭生活で	1	2	3	4	5	6
③ 職場の中で	1	2	3	4	5	6
④ 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
⑤ 自治会や地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑥ 政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑦ 法律や制度のうえで	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会通念、慣習、しきたりなどで	1	2	3	4	5	6

問 2 3 あなたが、日常生活の中で、男女の不平等感を最も感じる場所はどこですか。（1つに○）

- | | | | |
|-------------|----------|-------|---------|
| 1. 家庭 | 2. 職場 | 3. 学校 | 4. 地域社会 |
| 5. 不平等は感じない | 6. わからない | | |

問 24 あなたのお住まいの地域では、地域活動の役割分担はどのようになっていますか。①～⑥の項目について、それぞれ右の1～6のあてはまる番号に○印をつけてください。（それぞれ1つに○）

	男性の 主として 役割	どちらか の役割 いはい 男性	両方同 程度の 役割	どちらか の役割 いはい 女性	女性の 主として 役割	わから ない
① 地域役員や催しものの企画、決定	1	2	3	4	5	6
② 集会などの運営、取仕切り	1	2	3	4	5	6
③ 集会などでのお茶くみ、調理	1	2	3	4	5	6
④ 祭りや葬儀の運営、取仕切り	1	2	3	4	5	6
⑤ PTAや保護者会の運営、取仕切り	1	2	3	4	5	6
⑥ その他（ ）	1	2	3	4	5	6

問 25 あなたは下記の言葉や事柄をご存知ですか。①～⑩の項目について、それぞれ右の1～3のあてはまる番号に○印をつけてください。（それぞれ1つに○）

	内容ま で知っ ている	ない 内容 は知 らな い	ま った く 知 ら な い
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 野洲市男女共同参画推進条例	1	2	3
③ 野洲市男女共同参画行動計画	1	2	3
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法）	1	2	3
⑤ ポジティブ・アクション※1	1	2	3
⑥ ジェンダー※2	1	2	3
⑦ エンパワーメント※3	1	2	3
⑧ セクシャル・ハラスメント（セクハラ）	1	2	3
⑨ ドメスティック・バイオレンス（DV）（夫婦・恋人間の暴力）	1	2	3
⑩ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3

※1 ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目指すとして講じる暫定的な措置のこと。

※2 ジェンダー

男らしさ、女らしさといった、生まれてから後に社会的につくられた性差のこと。生物学的な男性、女性といった性別とは区別される。

※3 エンパワーメント

力をつけること。自分らしい生き方を選ぶ力、経済的に自立できる力、政策方針決定の場に参画する力などさまざまな場面で力をつけること。

仕事についておたずねします

【現在、仕事に就いている方にお伺いします。】

※現在、仕事に就いていない方は問28へ

問 26 あなたの職場では、男女間で格差があると感じることがありますか。
(1つに○)

1. ある	2. ない
↓	↓
問27-1、問27-2へ	問28へ

【問26で男女間の格差が『1. ある』と回答した方にお伺いします。】

→ 問27-1 あなたの職場では、どのような格差がありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 募集・採用	2. 仕事内容
3. 賃金・昇給	4. 昇進・昇格
5. 能力の評価	6. 研修・訓練の機会
7. 定年になる年齢	8. その他 ()

→ 問27-2 あなたは、職場の男女間格差の原因は何だと思いませんか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 男・女という性別によって役割が違うという意識
2. 肉体的・体力的な差
3. 女性は結婚や出産、育児のために働き続けにくい
4. 法律や制度
5. 職場での男性の女性観
6. 女性の職業人としての意識の低さ
7. その他 (具体的に :)

問 28 あなたが理想とする女性の働き方の形はどれですか。(1つに○)

1. 結婚・出産に関わらず、仕事を続ける
2. 結婚するまで仕事を続け、結婚後は仕事をやめる
3. 子どもができるまでは仕事を続け、子どもができた後仕事をやめる
4. 子どもができた後仕事を一時やめ、大きくなったら再び仕事に就く
5. 仕事をしない
6. その他 (具体的に :)

問 29 女性が仕事を続けていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

1. 男女が共に労働時間を短縮し、日常的に男女が共に家事・育児・介護を分担すること
2. 家族やまわりの人の理解と協力があること
3. 女性が育児・介護休業の制度を利用しやすい環境にすること
4. 男性が育児・介護休業の制度を利用しやすい環境にすること
5. 女性の仕事の成果を正しく評価したり、待遇を改善すること
6. 男女の勤務の仕方を工夫すること
(在宅勤務、フレックスタイム制※4などの普及)
7. 男女の賃金格差をなくすこと
8. 女性が職場で能力を発揮できるように教育や訓練を充実させること
9. 子育てが終わった後に再就職しやすくすること
10. 育児、介護、家事を支援してくれる施設や制度、サービスを充実させること
11. 起業(新しく事業を起こすこと)しようとする女性への支援を充実させること
12. その他(具体的に:)

※4 フレックスタイム制

一日の総労働時間は一定だが、出勤・退社時間を個々の社員が自由に決められる勤務制度。会社にはいなければならない拘束時間帯(コアタイム)を設けることもある。

結婚や子育てについておたずねします

問 30 あなたは、結婚(事実婚を含む)していますか。(1つに○)

1. 結婚している(事実婚を含む)
2. 結婚していた(配偶者とは離婚・死別した)
3. 結婚していない
4. 答えたくない



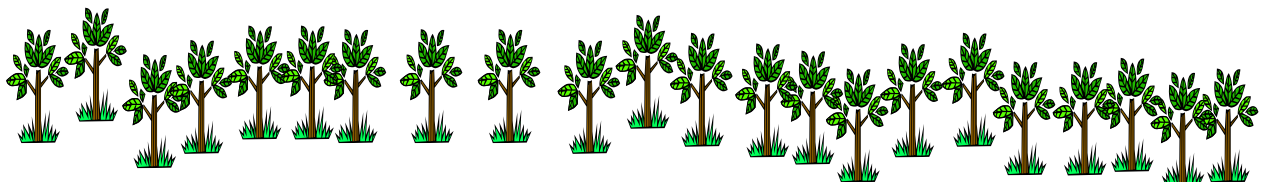
問 3 1 結婚、離婚や性別役割分担についての次の①～⑥の項目について、それぞれ右の1～5のうち、あなたの考えに最も近いものを選んで○印をつけてください。（それぞれ1つに○）

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
① 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
② 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
③ 夫婦が別々の姓を名乗ることを制度として認めてもよい	1	2	3	4	5
④ 結婚しても夫婦間の愛情がなくなれば、離婚するのもやむを得ない	1	2	3	4	5
⑤ 女性の幸福は結婚にあるのだから、女性は結婚する方がよい	1	2	3	4	5
⑥ 男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい	1	2	3	4	5

問 3 2 あなたは、毎日の生活の中で男性が家事（炊事・洗濯・掃除）・育児などをするということについて、どう思いますか。（1つに○）

1. 積極的に家事・育児をすべきだ
2. なるべく家事・育児をするほうがよい
3. なるべく家事・育児をしないほうがよい
4. 家事・育児をすべきではない
5. その他（具体的に：

）



※残り15問です！最後までご協力をお願いします！

家庭生活についておたずねします

問 33 下の表のような家庭での役割について、あなたはどのように思われますか。①～⑩の項目について、【現状】と【理想】について、それぞれ1～7のあてはまる番号に○印をつけてください。

配偶者のいない方は、【理想】のみお答えください。（それぞれ1つに○）

【現状】

	夫の役割 主として	夫の役割 といえ どちらか	役割 程度 両方同じ	妻の役割 といえ どちらか	妻の役割 主として	役割 家族 その他の	ない も該 当し に
① 生活費を稼ぐ	1	2	3	4	5	6	7
② 日々の家計の管理	1	2	3	4	5	6	7
③ 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
④ 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6	7
⑤ 掃除、洗濯	1	2	3	4	5	6	7
⑥ 日常の買い物	1	2	3	4	5	6	7
⑦ 介護の必要な高齢者・ 病人の世話	1	2	3	4	5	6	7
⑧ 子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6	7
⑨ 乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6	7
⑩ 地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	7

【理想】

	夫の役割 主として	夫の役割 といえ どちらか	役割 程度 両方同じ	妻の役割 といえ どちらか	妻の役割 主として	役割 家族 その他の	ない も該 当し に
① 生活費を稼ぐ	1	2	3	4	5	6	7
② 日々の家計の管理	1	2	3	4	5	6	7
③ 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
④ 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6	7
⑤ 掃除、洗濯	1	2	3	4	5	6	7
⑥ 日常の買い物	1	2	3	4	5	6	7
⑦ 介護の必要な高齢者・ 病人の世話	1	2	3	4	5	6	7
⑧ 子どもの教育としつけ	1	2	3	4	5	6	7
⑨ 乳幼児の世話	1	2	3	4	5	6	7
⑩ 地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	7

男性の参画についておたずねします

問 3 4 育児や家族介護を行うために育児休業や介護休業を取得できる制度がありますが、あなたは、男性が育児休業や介護休業をとることについてどう思いますか。

【男性が育児休業をとることについて】（1つに○）

1. 積極的にとった方がよい
2. どちらかといえばとった方がよい
3. どちらかといえばとらない方がよい
4. とらない方がよい
5. その他（具体的に： _____）

【男性が介護休業をとることについて】（1つに○）

1. 積極的にとった方がよい
2. どちらかといえばとった方がよい
3. どちらかといえばとらない方がよい
4. とらない方がよい
5. その他（具体的に： _____）

問 3 5 あなた又は配偶者は、育児休業や介護休業を取得したことがありますか。
配偶者のいない方は、【あなた】のみお答えください。
（それぞれ1つに○）

【あなた】

	取得した	取得したかったが 取得できなかった	取得しなかった (必要なかった)	対象者がいない
育児休業	1	2	3	4
介護休業	1	2	3	4

【配偶者】

	取得した	取得したかったが 取得できなかった	取得しなかった (必要なかった)	対象者がいない
育児休業	1	2	3	4
介護休業	1	2	3	4

問 36 あなたは、今後男性が女性とともに家事、子育て、介護などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(○は3つまで)

1. 男性自身が抵抗なく家事などに参加すること
2. 男性が家事などに参加することに女性が抵抗感を持たないこと
3. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
4. 年配者やまわりの人が夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
5. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護等についての評価を高めること
6. 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持つようにすること
7. 男性が家事、子育て、介護等に関心をもてるよう啓発や情報提供を行うこと
8. 男性が子育てや介護等を行うための、仲間（ネットワーク）づくりを進めること
9. その他（具体的に： _____）

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についておたずねします

問 37 共働きの有無（結婚していない方は結婚したらどうしますか。）（1つに○）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 共働きしている（する） | 2. 共働きしていない（しない） |
| 3. 共働きをしていた | |

問 38 配偶者（またはパートナー）がいる方にお聞きします。
あなたの配偶者（またはパートナー）の職業は。（1つに○）
※配偶者（またはパートナー）がいない方は問39へ

- | |
|---------------------------------|
| 1. 勤め人（正規社員、職員） |
| 2. 勤め人（非正規社員・職員（臨時・パート・アルバイト等）） |
| 3. 自由業、自営業（農林漁業含む） |
| 4. 家事専業 |
| 5. 学生 |
| 6. 無職 |
| 7. その他（ _____） |

問 39 「仕事」、「家庭生活」、「プライベートな時間」の優先度について、あなたの【現状】の優先度と、【理想】の優先度をお答えください。
(それぞれ1つに○)

【現状】

1. 仕事優先	2. 家庭生活優先	3. プライベートな時間優先
4. 仕事と家庭生活優先	5. 仕事とプライベート優先	
6. 家庭生活とプライベート優先	7. 仕事・家庭生活・プライベート ともに優先	

【理想】

1. 仕事優先	2. 家庭生活優先	3. プライベートな時間優先
4. 仕事と家庭生活優先	5. 仕事とプライベート優先	
6. 家庭生活とプライベート優先	7. 仕事・家庭生活・プライベート ともに優先	

問 40 「仕事と生活の調和がとれる生活（ワーク・ライフ・バランス）が実現された社会」に近づくために、企業による取組と行政による取組が考えられますが、あなたはそれぞれどのような取組が必要だと思われますか。あなたのお考えに近い番号を選んでください。

①【企業による取組】（○は3つまで）

1. 社長や取締役がリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む 2. 企業の中で、ワーク・ライフ・バランスを推進する責任者を決める 3. 管理職の意識改革を行う 4. 管理職以外の社員の意識改革を行う 5. 無駄な業務・作業等を減らし、労働時間を短縮する 6. 年次有給休暇の取得計画をつくる 7. 取引先や下請企業に無理な要求をしない 8. 社員を増やす 9. ノー残業デーを設ける 10. 育児・介護等の休業・休暇制度を充実し、育児・介護休暇をとりやすくする 11. 在宅勤務や時間短縮勤務など、柔軟な働き方ができるようにする 12. その他（具体的に：	)
--	---

②【行政による取組】（○は3つまで）

1. ワーク・ライフ・バランスの重要性についてPRする
2. 官庁や地方自治体がワーク・ライフ・バランスを自ら実践する
3. ワーク・ライフ・バランスが進んでいる企業の事例を紹介する
4. ワーク・ライフ・バランスについての企業の情報を公開させる
5. ワーク・ライフ・バランスが進んでいる企業を表彰する
6. ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を入札等の制度で優遇する
7. 求職者や学生にワーク・ライフ・バランスが進んでいる企業の情報を提供する
8. 保育所や介護施設などを拡充する
9. 育児・介護等を行う家族を支える制度を充実させる
10. ワーク・ライフ・バランスが進んでいる企業に助成金を支給する
11. 学校教育や生涯学習の場でワーク・ライフ・バランスについて学習機会を設ける
12. その他（具体的に： _____）

配偶者や恋人・パートナー間での暴力についておたずねします

問 4 1 配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる身体的・心理的・性的な暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）について、あなたは配偶者や恋人・パートナーからの暴力について経験したことがありますか。
（1つに○）

1. 過去に暴力を受けたことがある
2. 現在も暴力を受けることがある
3. 暴力を受けたことはない

問 4 1 で「1. 過去に暴力を受けたことがある」「2. 現在も暴力を受けることがある」と回答した方は、問 4 2 - 1 へ 「3. 暴力を受けたことはない」と回答した方は問 4 3 へ

↓

問 4 2 - 1 配偶者（恋人・パートナー）からの次の行為について、あなたは
この5年間に経験したことがありますか。
（あてはまるものすべてに○）

1. 配偶者に「誰のおかげでおまえは食べられるんだ」などと言われた
2. 配偶者に暴力をふるわれた
3. 配偶者に自分の意に反して性的な行為を強要された
4. 配偶者に外出や電話などを細かく監視された
5. 決めごとをする時に配偶者に意見を無視された
6. その他（具体的に： _____）

問 4 2 - 2 そのような時、誰かに相談しましたか。（1つに○）

1. 相談した
2. 相談しなかった（理由： _____）

問 4 3 あなたは、夫婦や恋人の間で相手から暴力を受けたときに相談できる下記の機関を知っていますか。(知っているものすべてに○)

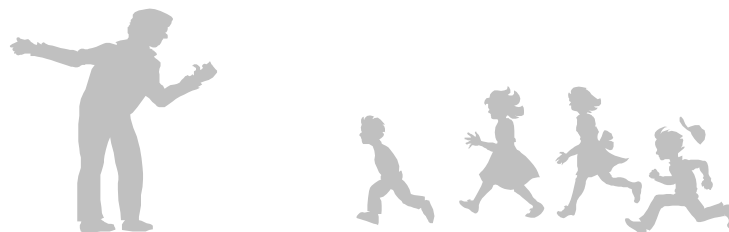
1. 配偶者暴力相談支援センター（滋賀県中央子ども家庭相談センター）
2. 県立男女共同参画センター（G－NETしが）
3. 福祉事務所、保健所
4. 市の福祉・女性・人権相談窓口
5. 女性の人権ホットライン（大津地方法務局）
6. 犯罪被害者相談窓口（公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター）
7. 守山警察署
8. 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）
9. 知らない

問 4 4 性犯罪、売買春、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカ ー行為等、女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。（○は3つまで）

1. 法律・制度の制定や見直しを行う
2. 犯罪の取り締まりを強化する
3. 被害者のための民間シェルター※6や保護施設を整備する
4. 被害者のための相談窓口を拡充し、広くPRする
5. 警察官や弁護士などに女性を増やし、相談しやすくする
6. 学校における男女平等を推進する教育・学習を充実させる
7. 家庭における男女平等を推進する教育・学習を充実させる
8. 被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
9. メディアが倫理規定を強化する
10. 過激な内容の雑誌、ビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出を制限する
11. その他（具体的に： _____）

※6 民間シェルター

民間の手で運営されているDVなどの虐待を受けた女性の緊急一時避難施設のこと。



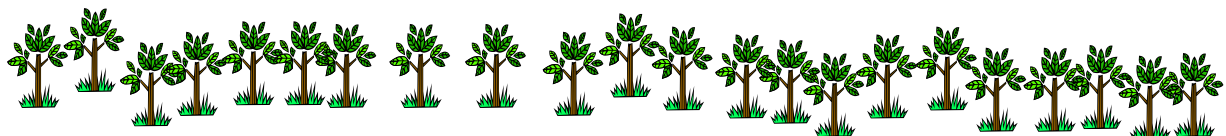
男女共同参画社会についておたずねします

問 4 5 男女共同参画社会を実現し、より豊かな野洲市をつくっていくために、今後、どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。
(○は3つまで)

1. 男女共同参画意識を育てるための学校教育を充実する
2. 生涯学習の場でも男女共同参画についての理解をうながす
3. 職場での待遇が男女で不平等にならないよう企業に働きかける
4. 安心して働くための保育サービス、学童保育所を充実する
5. 女性が職場で能力を発揮できるように教育や訓練を充実する
6. 高齢者や病人に対する介護サービスを充実する
7. 審議会委員など政策・方針決定の場への女性の参加を推進する
8. 母性保護のため女性の健康対策を推進する
9. 広報誌やパンフレットなどで男女共同参画について多くの人に理解してもらう
10. いろいろな分野での活動のリーダーとなる女性を養成する
11. その他（具体的に： _____）

問 4 6 あなたは今後、あらゆる差別・人権施策の拠点である市人権センターに男女共同参画についてどのようなことを期待しますか。(○は3つまで)

1. 講演会、研修会などの開催
2. 地域で活躍できるリーダーの養成
3. 各種の相談体制の充実（男女共同参画相談員による相談）
4. 情報・資料の収集と発信
5. 図書・資料室の充実
6. 情報誌・インターネットを活用した情報の提供
7. 市民の自主的な学習活動、文化活動に利用できる場の提供
8. いつでも気軽に立ち寄れる交流の場
9. 男女共同参画に関する調査、研究機能
10. その他（具体的に： _____）



[illegible]